

電子開示手続等 (EDINET) 適用時期

	開示書類等	適用時期							
		H13/6	H14/6	H15/6	H16/6	H17/6	H18/6	H19/6	
電子開示手続	[流通開示手続] ○有価証券報告書 ○半期報告書 ○臨時報告書 ○秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの)	書面による提出	任意			原則適用			
	[上記以外の電子開示手続] ○有価証券届出書 ○発行登録書 ○発行登録追補書類 ○秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの) ○発行登録取下届出書 ○自己株券買付状況報告書 ○公開買付届出書 ○意見表明報告書 ○公開買付報告書 ○公開買付撤回届出書	書面による提出	政令で定める日→	任意		原則適用			
任意電子開示手続	○有価証券通知書 ○発行登録通知書 ○別途買付禁止の特例を受けるための申出書	書面による提出	政令で定める日→	任意					
	○大量保有報告書 ○変更報告書 ○基準日の届出書	書面による提出	政令で定める日→	任意					

(注) 「電子開示手続」は原則適用(平成16年5月31日までは任意適用)、「任意電子開示手続」は任意適用である。